## 3. 調査結果

### 3－1. 自動車交通騒音

道路交通騒音の評価値である$L_{Aeq}$（等価騒音レベル）については、No.1 地点(国道 5 号)が昼間 68dB、夜間 59dB であり、No.2 地点(国道 276 号)が昼間 62dB、夜間 55dB であった。

No.1 地点及び No.2 地点では、昼間及び夜間に虫が鳴いており、虫の鳴き声が測定値に若干の影響を与えていた。

交通騒音の調査結果を表 3-1、図 3-1～3-2 に示す。また、時間帯別の調査結果詳細を資料編に添付した。

**表 3-1　自動車交通騒音調査結果**　　（単位：dB）

| 調査項目 | No.1 地点(国道 5 号) | | No.2 地点(国道 276 号) | |
|---|---|---|---|---|
| | 昼間 (6～22 時) | 夜間 (22～6 時) | 昼間 (6～22 時) | 夜間 (22～6 時) |
| $L_{Aeq}$（等価騒音レベル） | 68 | 59 | 62 | 55 |
| $L_{A5}$ | 73 | 62 | 67 | 54 |
| $L_{A50}$ | 63 | 45 | 54 | 43 |
| $L_{A95}$ | 48 | 42 | 44 | 38 |

注）表中の値は基準時間帯ごとの平均値であり、$L_{Aeq}$はエネルギー平均値を示す。

### 3－2. 交通量

No.1 地点、No.2 地点ともに、交通量の台数は小型車が大半であり、大型車は少ない傾向であった。

交通量の調査結果を、表 3-2 及び図 3-1～3-2 に示す。また、時間帯別の調査結果詳細を資料編に添付した。

**表 3-2　自動車交通量調査結果**　　（単位：台/10 分）

| 調査項目 | | No.1 地点(国道 5 号) | | No.2 地点(国道 276 号) | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 昼間 (6～22 時) | 夜間 (22～6 時) | 昼間 (6～22 時) | 夜間 (22～6 時) |
| 車種分類 | 大型Ⅰ | 227 | 4 | 95 | 3 |
| | 大型Ⅱ | 241 | 1 | 69 | 0 |
| | 小型車 | 3,338 | 64 | 1350 | 25 |
| | 二輪車 | 18 | 0 | 15 | 0 |
| 合計 | | 3,824 | 69 | 1,529 | 28 |
| 大型車混入率(%) | | 12.2 | 7.2 | 10.7 | 10.7 |

注)表中の数値は、表 2-2 に示した時間帯別の調査結果を、昼間・夜間別に上下車線 10 分間の値を合計したものである。

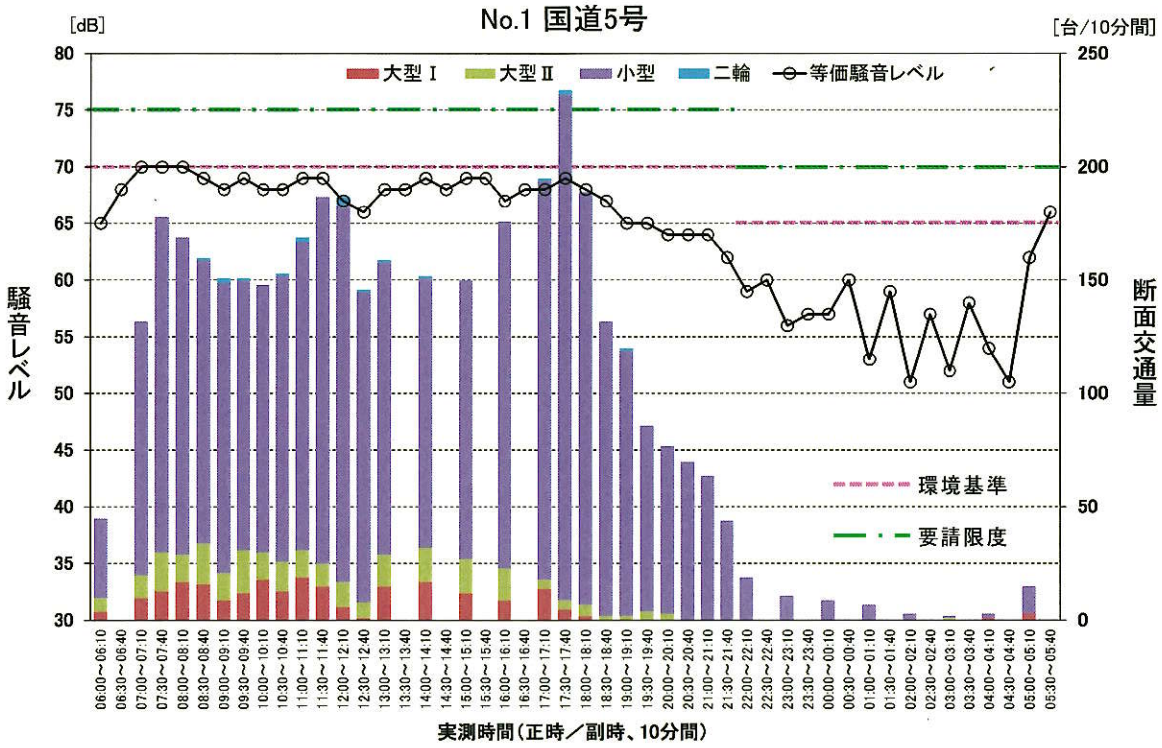



図 3-1　No. 1 地点：国道 5 号　自動車交通騒音・交通量調査結果（10 分値）

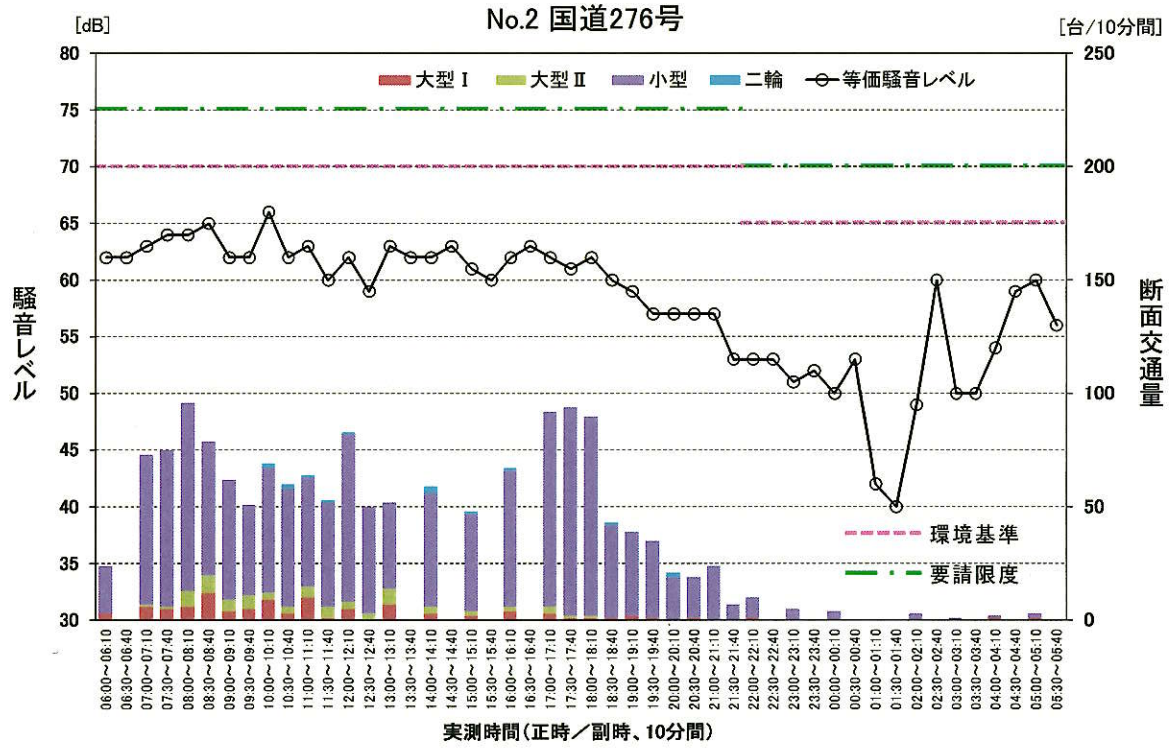



図 3-2　No. 2 地点：国道 276 号　自動車交通騒音・交通量調査結果（10 分値）

### 3－3. 平均走行速度

No.1 地点、No.2 地点ともに、平均走行速度は昼間よりも夜間の方が若干速い結果であった。また、地点毎の昼夜別の平均走行速度は、No.1 地点では昼間約 52km/h 前後で夜間は 56km/h 前後、No.2 地点では昼間約 38km/h 前後で夜間は約 46km/h 程度であった。

平均走行速度の調査結果を表 3-3 に示す。また、時間帯別の調査結果詳細を資料編に添付した。

**表 3-3　平均走行速度調査結果**

（単位：km/h）

| 調査項目 | No.1 地点(国道 5 号) | | | | No.2 地点(国道 276 号) | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 昼間 (6～22 時) | | 夜間 (22～6 時) | | 昼間 (6～22 時) | | 夜間 (22～6 時) | |
| 平均走行速度 | 函館方向 (南方向) | 小樽方向 (北方向) | 函館方向 (南方向) | 小樽方向 (北方向) | 倶知安駅方向 (西方向) | 札幌方向 (東方向) | 倶知安駅方向 (西方向) | 札幌方向 (東方向) |
| | 52.5 | 51.9 | 54.9 | 56.7 | 38.5 | 36.6 | 43.7 | 47.5 |
| | 両方向 | | 両方向 | | 両方向 | | 両方向 | |
| | 52.2 | | 55.6 | | 37.6 | | 45.8 | |

注）表中の数値は、基準時間帯ごとの上下車線の平均値である。

## 4. 環境基準及び要請限度との比較

本調査における対象地点は、環境基準による「幹線交通を担う道路に近接する空間」、騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度による「幹線交通を担う道路に近接する区域」に該当する。

調査の結果、両地点ともに昼間、夜間のいずれも環境基準及び要請限度を下回る結果となった。

本調査地点において適用される環境基準及び自動車騒音の要請限度を、調査結果とともに表 4-1 に示す。

**表 4-1 自動車交通騒音調査結果と環境基準及び自動車騒音の要請限度との比較**

（単位：dB）

| 項目 | 調査地点 | 昼間<br>(6～22 時) | 夜間<br>(22～6 時) |
|---|---|---|---|
| 騒音調査結果<br>(等価騒音レベル：$L_{Aeq}$) | No. 1 地点<br>(国道 5 号) | 68 | 59 |
| | No. 2 地点<br>(国道 276 号) | 62 | 55 |
| 環境基準 注 1) 注 2) | | 70 以下 | 65 以下 |
| 要請限度 注 1) 注 3) | | 75 以下 | 70 以下 |

注 1) 環境基準及び自動車の騒音の限度は、等価騒音レベルに対するものである。
注 2) 環境基準は「幹線交通を担う道路に近接する空間」の基準値を示した。
注 3) 要請限度は「幹線交通を担う道路に近接する区域」の限度値を示した。